

京都市告示第 77 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年4月26日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
 供用開始の期日       告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
今熊野経30 号線	東山区泉涌寺東林町41番地の22地先から 同町41番地の20地先まで	旧	メートル 9.00	メートル 4.40 ~ 6.25
		新	93.60	4.43 ~ 6.99
今熊野緯36 号線	東山区泉涌寺東林町41番地の35地先から 同町41番地の28地先まで	旧	メートル 17.20	メートル 5.65 ~ 6.90
		新	17.20	5.61 ~ 7.50

(建設局土木管理部道路明示課)